

グリーン調達ガイドライン



版数 第1.0版 2017年01月1日 初版

ダイترون株式会社
D&Pカンパニー 装置事業部門

1. 目的

ダイترون株式会社 D&P カンパニー 装置事業部門（以下「当社」という）は、地球環境保全活動を推進しており、その一環としてグリーン調達活動に積極的に取り組んでいます。

グリーン調達の推進により、得意先様へ環境に配慮した製品/商品を提供する事により、循環型社会による地球環境の保全に寄与することを目的とします。

2. 適用範囲

当社が調達する全ての製品、商品、材料、梱包資材、設備に適用します。

3. グリーン調達基準

3-1 環境マネジメントシステム（EMS）構築のお願い

お取引様におかれましては、自主的なEMSの構築をお願いしております。

環境管理システムは、ISO14001等の第三者認証EMSの構築をお願いしておりますが、未構築のお取引先様には、それと同様の認証に準じたお取引先様独自のEMSの構築をお願いいたします。

- （1）ISO14001、エコアクション21、KESなど
- （2）自主構築

3-2 環境管理物質

当社では、製品・商品、梱包材など、販売するお取引先様の管理基準の遵守をお願いしております。該当する管理基準はお取引の都度連絡させていただきますが、未連絡の場合は弊社資材担当までご連絡下さい。

- （1）当社が販売するお取引先様にて管理規制となる物質群。
- （2）法規該当物質、化審法、労衛法、毒劇物法など、使用される製品・商品により関連する最新の法令に該当する禁止物質群。
- （3）梱包材も対象になりますので、確認された梱包材をご使用下さい。

4. 環境保全等へのお願い事項

4-1 お取引様への使用禁止物質含有調査ご協力のお願い

当該資材に使用禁止物質が含まれていないこと、また環境管理物質の含有調査回答をお願いすることがあります。

4-2 変更管理のお願い

当社調達品に対して、環境管理物質に関わる変更（材料・生産中止による代替等）を行う場合には、原則、変更の6ヶ月以上前までに次の項目について通知してください。

- (1) 当該品型式
- (2) 変更時期
- (3) 含有成分の変更内容
- (4) 価格/納期の変更
- (5) 代替品の有無

4-3 トレーサビリティ管理のお願い

- (1) 対象製品の出荷および製造記録の管理をお願いいたします。
(製造番号、製造日、納入日、含有化学成分、ロット番号など)
- (2) 記録の保管期間は、10年間お願いいたします。

■改訂履歴

初版 2017年 1月 1日 初版発行。